

(別表) 四町地区の指定地区景観形成基準

		タンス町通り	北国街道	元が辻・寺社群界限	太子堂・田方通り	若松通り
景観形成地区内における景観形成に関する方針		・商いが見える街並みを形成する。	・積極的に歴史的景観・雰囲気創出する。	・歴史的景観を保全し、和風を基本とした街並みを形成する。	・住みやすく安らぎのある街並みを形成する。	
景観形成地区内における景観形成のための行為の制限に関する事項	建築物及び工作物	規及位 模 及び 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的な町家景観に代表される四町地区の街並み景観を阻害したり、突出した印象を与えたりしないよう、建築物及び工作物の規模及び位置に配慮する。</li> <li>・建築物の高さ及び壁面の位置は、できる限り隣接する建築物に揃える。</li> <li>・建築物を後退させる場合は、街並みの連続性を損なわないよう、門・塀等を設置するよう努める。</li> </ul>			
		形及意 態 及び 匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的な町家景観や街並みの連続性、地区・界限の景観特性等、周辺の景観との調和に配慮した形態・デザインとする。</li> <li>・全体的に統一感のある形態・デザインとする。</li> <li>・門・塀は、和風を基本とし、周辺の景観との調和に配慮した形態・デザインとする。</li> <li>・回遊ルートに面する町家建築物及び蔵は、地区内の伝統的な建築様式に配慮した形態・デザインとする。</li> <li>・公道に面する建築設備等は、建築物との調和に配慮した修景に努める。</li> </ul>			
		色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮し、低彩度（30%以内）の落ち着いた色彩を基調とする。</li> </ul>			
		素 材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮するとともに、長期間にわたって良好な景観を保つことができる素材を使用する。</li> <li>・金属やガラス等の光沢性のある素材を壁面等の大部分において使用する場合は、周辺の景観を阻害したり、浮き出した印象を与えたりしないよう配慮する。</li> <li>・回遊ルートに面する町家建築物及び蔵は、地区内の伝統的な建築様式に配慮した素材とする。</li> </ul>			
		敷地 緑化 措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できる限り多くの緑を確保する。</li> <li>・植木鉢等を用いる場合は、和風のデザインを基本とする。</li> </ul>			
屋外 広告物 措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看板等の屋外広告物は、木製など落ち着いた素材とし、街並みとの調和に配慮した統一感のある形態・デザインとする。</li> </ul>					
土 地 景 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外駐車場等のオープンスペースは、和風を基本とした塀等を設置し、又は緑化措置を施し、街並みの連続性、地区・界限の景観特性等に配慮した修景に努める。</li> </ul>					
各 個 別 基 区 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看板等は、木製で一店舗、一看板、屋号を原則とする。</li> <li>・電柱広告の禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物及び工作物の素材は、自然素材（越前瓦、漆喰、板等）を基本とする。</li> <li>・建築物及び工作物の色彩は、白、黒、茶等の低彩度の落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>・電柱広告の禁止</li> </ul>				